

Lib

京都産業大学図書館報

v.27, no.2 (Oct.2, 2000)

ホームページに掲載中 <http://www/lib.kyoto-su.ac.jp/>



本学所蔵 賀茂葵祭行装ノ図より

特集 少年犯罪を考える

現在の青少年が表している問題
について 河原 省吾

「なぜ人を殺してはいけないのか」

1997年、神戸市須磨区で起きた連続児童殺傷事件のすぐ後に、筑紫哲也さんのニュース23で高校生がこのように問い、そのとき居合わせた大人は誰一人答えられなかったという。その事実は波紋を呼び、この問いに応えるべく雑誌の特集号まで組まれた。

しかし、昨年から今年にかけて青少年による事件が相次ぎ、たとえば愛知県豊川市主婦殺害事件の容疑者の高校3年生は「人を殺す経験をしようと思ってやった」と供述したと伝えられている。すなわち、神戸の事件で強烈に突きつけられた問題は何も解決していないばかりか、3年の間に不気味に拡大し続けてきたのだ。

私は授業のなかでこの問いを取りあげ、「どうしてこのような疑問がでるのだろうか」と自明であったはずのことが自明でなくなったわけを考えてみるように求めた。学生からは「いや、こういう疑問を抱くことは大切だ」という反応があった。きちんと考えることが抑止力になるというのである。

「殺すな」ということは、多くの宗教の戒律においても最も根本的なものである。ということは、宗教による守りがとても弱くなってしまった今日こそ、一人ひとりが根源的な問題を考えることが本当に大切になってきているのだ。「自明のこと」ではすませられなくなっている。

神戸連続児童殺傷事件

この事件の影響は想像以上に大きい。当時報道された少年Aの挑戦状、犯行声明文、作文、日記などを読んで、「したことは許せないが、気持ちは分かる」と

現在の青少年が表している問題について	河原 省吾	1
切れる若者たち	林 隆	2
憲法と少年法	竹中 勲	3
いんぷおめーしょん		4

いう学生が相当いた。あのように凄絶な方法でしか自分を表すことができなかった少年Aの孤独と痛みに深く共感し、「自分も少年Aだ」と呻きをもらした学生が何人もいたのである。

少年Aの特異性はもちろん無視できない。しかし偏った素質をもっているからといって、それが直ちに犯行へと結びつくわけではない。その段階では一つの個性であるとも言える。それが小さいときからそばにいる人たちの関わりによって、そしてまた思春期を迎えたときに、非常な困難に出くわすことがあるわけである。

事件から2年経って、「少年A」の父母という著者名で『「少年A」この子を生んで……』という本が刊行された。なぜあのような恐ろしいことがなされたのか原因が分かるかもしれない、と期待してこの本を手にとった人も多かったのではないかと。だが、突然事件の渦中に投げ出されて困惑し狼狽している親の気持ちはよく分かるが、期待したものは得られなかった人が多かったようだ。

虐待的親子関係と成長の目安

この本のなかで少年Aの父は「私も妻も別段、厳しくした覚えはありませんでした」という一方で、「Aは一度怒ると、下の弟が泣いてもなかなか苛めるのをやめませんでした。そんな時は、妻や私がAを叩いて止めていました」と述べている。これはAの精神鑑定結果にある「家庭における親密体験の乏しさを背景に、弟いじめと体罰との悪循環の下で“虐待者にして被虐待者”としての幼時を送り」に対応する事実である。

今の子どもよりも、親の世代のほうが子ども時代に殴られてきたかもしれない。さらにその親となると、戦前戦中世代なのでもっとそうだったろう。親も教師

も子どもを殴っていた。しかし、今の子どもたちのほうが傷つきやすい。同じ対し方でも今のほうがずっと尾を引きやすい。

どうして大人になることがこんなに困難な時代になったのだろう。私がお会いしていたあるお父さんは、「自分たちが子どもの時代にはあった成長の目安が、今の子どもたちにはない」と話されたことがある。目安といえば高校や大学に進学することが大きな位置を占める。勉強だけしていれば他のことはしなくていい、となりがちである。

このことも授業で話した。すると、「それは大人の目で見ただけであって、子ども自身は成長の目安をいろいろと持っている」と指摘した学生がいた。たしかに、今も子どもは、「x歳になったらこれができる」と楽しみにし、成長していく自分を感じている。それを守るのがそばにいる大人の役割であろう。

(かわはら しょうご 一般教育研究センター教員)

切れる若者たち

林 隆

Y：えらい重たい顔してどうしたんだ。

X：いや、すっかりまいっているんだ。昨日の金曜日、『ことばと論理』という授業を終えてプリントをくれという学生やら質問する学生やらをやっと振り切って、教室を出たところに、図書館の職員さんが待っておられて、「切れる若者たち」について原稿用紙5枚ほどに哲学の立場から論評せよ、と頼まれたんだ。第一僕はあまり新聞もテレビも見ないほうなんで、事件そのものをほとんど知らないんだ。何か次々に似たような事件が起こっているようだなあ。

Y：よくそんなことで教師が勤まるなあ。事件を起こしているのはまさに君が彼らの成長を促し場合によっては助けてやらなければならない子供たちなんだよ。

X：いや面目ない。このあいだもそのことで近所の市場でひどい目に会ったところよ。レジでバイトをしている女の子なんだが、高校生だと聞いてはいたんだ。ずいぶん体格のいい子で、うっかり、大きいねえ、と誉めるつもりで言ったんだ。急に怒り出して、「おっちゃん、教師なんでしょう、そんなこと言われてどんなに傷つくかわからへんの。」ときた。どぎまぎして、体中がジトツとしてきたところへおっかぶせて、「もっと青年心理でも勉強しい。」だ。

Y：それこそ神戸先生の青年心理の授業にでも出させてもらおうことだな。ところで、「切れる若者たち」のほうはどうなんだ。

X：いや、悩みつつだよ。ベットに横たわっていたら、眠ってしまって、変な夢にうなされて目がさめたんだ。いやな夢だよ。高校生か大学の1、2年生ぐら

いの男の子なんだ。その子が立っているんだ。きれいな目をしているんだ。まるで牛の目が何かのようなねえ。それでいてその目は何も見ていないんだ。僕の存在に気づいてもいない眼なんだ。ただ、積み重ねられた苦しみの中で、何かあきらめとでも形容していいようなものと動物に里帰りしたようなものとがそこからは漂って来るんだ。僕は一人でいる「彼ら」を、いや純粹な状態の「彼ら」を徐々に目撃したように思ったよ。実際に僕たち毎日教室で見る「彼ら」は二重三重に仮面をかむった「彼ら」だろう。たまに、期末なんか、交通事故の現場の「彼ら」のような「彼ら」を見ることがあるよね。何か先に怒鳴ったほうが勝ちのような「彼ら」さ。あれもまた処世の仮面なのかもしれないけどねえ。僕は、それで、吸い込まれるように彼を見つめたのさ。見つめていると、透明な幽霊みたいなものが、それも何匹となく彼の肩の上やら頭の上やらに乗っかっているんだ。みんな人間の顔をしているんだ。何匹いるのだろうと思うと、そいつらは上に上に積み重なっているんだ。とても数えられるような数じゃない。お互いにやはり、いい場所に座ろうと争ってはいる様子なんだ。見ているとその子の首は重さに耐えかねてブルブルふるえているんだ。そのうち瞳にぶら下がったやつが見え、眼はもう何も見えなくなったような感じになったよ。僕はたまたまなくなって駆けよってその幽霊どもを追っ払おうとしたんだ。しかし、思わず、乱暴にしちゃいけない。この子が壊れてしまうという思いが僕を引きとめた。そしてぜいぜい言いながら目がさめたんだ。

Y：僕は思うんだが、夢はやはり精神の一種の弛緩なんだ。君が見たいと思うものが精神の弛緩の中に立ち現れるんだ。しかし、見たいものが直ちに現実であるわけがない。

X：もちろんだよ。単にいわば、ミュートスだよ。

Y：君に味方をして少し言えば、これもそのミュートスの部類だろうが、こんなこともよく耳にするよね。僕たちの世代ぐらいまでは親父の背中を見ていりゃ、少なくとも親父ぐらいの人生は生きることができた。しかし今の彼らにとって親父の背中は何も語ってはくれない。農業であれ、漁業であれ、商売であれ、これまでは成長過程で親父の横で見よう見真似で生業も勉強できた。しかし今はどうだ。保育園、幼稚園、小学校、中学校、いつかかむった君の言う仮面だが、いつもかむっているうちに、あれを顔から離す術を忘れ、まるで自分の顔になってしまった。しかし仮面は仮面。彼らの中の何か自然というか生命というかそんなものが時々目覚めて来る。そうしたとき受験英語か受験数学以外、何の処世も学ばなかった彼ら。

X：このあいだフランス語の授業のときにとても面白い光景にぶつかったよ。窓辺で気持ちよく眠っていた1年生。突然おきだして、先生ムカデやムカデや、

と言うんだ。10センチばかりのかわいいやつなんだ。こいつは目がよく見えないから、ビックリさせないで窓の外に逃がしてやるなり、踏み潰すかしなさい、と言うんだが、教室の管理者はあんだ、という目を見て、どうかしてくださいよと言うんだ。

Y：自分では何もできないわけだ。

X：停電のときの機械みたいだったよ。ああ、感性、想像力、知性、そして行動力の退化よ。

Y：ともかく、僕たちにできることは、「船のことは船大工を呼んで聴こう」だね。それから、ディアレクチャーで行けるところまで行くことだ。これが哲学の道だったよねえ。

X：そうだ。しかし、この間東京に言ったときに、エランベルジェ著作集の中井久夫先生の訳とサアルズの『逆転移』を買ってきたよ。産大の学生相談室の野田先生は中井先生のお弟子さんの一人だそうだよ。中井先生の経験はこの「切れる若者たち」について何を語ってくれるだろうか。彼の「いじめ論」をこのあいだ僕は身震いしながら読んだよ。

Y：いや、心理学者や社会学者のデータにも興味があるよ。それに教育学者。やや遠くに行き過ぎるかもしれないけれど、宗教学者にも聞いてみたらどうだろうか。コーラン開扉の章に「汝をこそ我はあがめまつる。汝にこそ救いを求める。」とあるんだが。

X：それにしてもあの岡山の高校生今はどこでどうしているんだろう。いっときも早く捕まえてともかく楽にしてやりたいものだねえ。罪は後からゆっくり問うとしてよ。

(はやし たかし 日本文化研究所教員)

憲法と少年法

竹中 勲

社会問題・法律問題をめぐる全体と部分

2000年9月14日付け朝日新聞朝刊によれば、与党三党は、刑事罰の対象年齢の引き下げを柱とする少年法改正案について合意し、9月21日から始まる第150臨時国会での成立を企図しているとのことである。新聞・ジャーナリズムでは、「厳罰化」に向けての改正案であるとして批判する論調が多い。

少年法改正問題といった個別の社会問題・法律問題に関しては、その問題をめぐる「全体」と「部分」についての分析を行うことが肝要であろう。つまり、その個別の問題()はより大きくはどのような問題()の中に位置づけられるのかという全体的考察と、その個別の問題()はさらにどのような諸問題()に細分化されそこにどのような諸論点があるかという部分的考察とである。また、少年法改正問題の全体的考察・根元的考察においては、少年法を(最高法規であ

る)日本国憲法に照らして分析するという作業が求められる。

基本的人権享有主体としての少年

憲法学では、大人・成人のみならず、子ども・未成年者・少年も日本国憲法が保障する人権・基本的人権をもつと解されている。少年法改正論議においては、このことを確認すると同時に、少年のどのような「人権」・権利が問題になっているのか - たとえば、身体的自由、表現の自由、職業選択の自由、自己決定権、プライバシーの権利、適正な手続的処遇を受ける権利、実効的な救済を受ける権利などのいずれの権利か - が明確にされなければならない。こうした特定化・明確化の作業なしになされる論議は、しばしば(理由を示さない)情緒的なものになりかねない。また、最近、「子どもの成長発達権」の主張がしばしばなされるが、これは日本国憲法上はどのような権利・「人権」として構成されることになるのか(憲法の根拠条文は何条か)が精査されなければならない(なお、この権利の根拠とされる児童の権利に関する条約6条1項2項参照)。

成人と少年との区別的取扱いの合憲性

憲法14条は「法の下での平等」を保障し、「差別」(= 合理的根拠のない区別的取扱い)を禁止する。従って、少年法が定める少年(20歳未満の者)と成人との区別的取扱いは憲法上どのように正当化されるのか - 区別の目的の正当性いかんと区別的取扱いの態様・程度の正当性いかん - が、今一度、吟味されなければならない。

少年法は、少年の「健全な育成(を期すること)」をこの区別の目的として掲げ、次のような区別の態様・程度について定める。刑法41条(「十四歳に満たない者の行為は、罰しない」)に加えて、さらに少年法20条但し書きは16歳未満の者は刑事罰の対象にならないとする。逮捕された成人に対しては「公開の刑事裁判」が検察官と被告人(弁護人)との対決・対審構造の下で行われ、正式の事実認定手続がとられる(憲法37条、刑事訴訟法271条以下)のに対し、逮捕された少年に対しては(1名の家裁裁判官の下で)「非公開の審判」が行われ、検察官の関与する対決・対審構造や正式の事実認定手続はとられない(少年法22条1項は「審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない」と定める)。成人については刑務所への収容(懲役・禁錮)という身体的自由の制約がなされ、少年については少年院への収容という身体的自由の制約と矯正教育とが、「保護処分」としてなされる。成人については確定した有罪判決に対する「再審」の定めがある(刑事訴訟法435条以下)が、少年の保護処分終了後においては再審類似の規定は少年法にはおかれていない。少年の刑事事件においては刑の緩和の定めがある(18歳未満の者には死刑

判決を科さないと定める少年法51条など)。少年法61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と定める。

犯罪事件の当事者としての被害者の「適正な処遇を受ける権利」

＜犯罪事件の当事者＞としては従来、「加害者（の疑いのある者・被疑者・被告人）」と「国家」（刑罰権限を行使する任務をもつ検察官）のみが取り出されてきた。しかし、これらに加えて、「犯罪被害者（死亡事件の場合には遺族）」もまた、＜犯罪事件の当事者＞である。

憲法13条（個人の尊重規定、生命・自由・幸福追求権規定）を核とする日本国憲法の人権保障規定は、「実体的にも手続的にも適正な処遇を受ける権利」をどの個人に対しても保障したものである（と筆者はとらえている）。

殺人等の犯罪事件が発生し加害者として少年が「国

家」（警察・検察官）により逮捕された後、この少年に対してどのような（成人と異なる）処遇が「国家」（家庭裁判所・検察官・児童相談所など）により行なわれることが、「加害少年」にとっても「被害者」にとっても＜適正な処遇＞となるのであろうか。この難問の検討作業はその緒についたにすぎない。

生の人間のための法曹・学問・大学と司法制度改革論議

国民のための司法制度の実現という課題（＝「近代の幕開け以来、130年にわたってこの国が背負い続けてきた課題」）に関する論議が、現在、進行中である（司法制度改革審議会・法科大学院構想。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html>）。この論議は、日々日常を生きる生の人間・国民のための法曹・学問・大学とは何か、を改めて問うようなところがある。少年法改正論議も、21世紀のあるべき日本社会・裁判所・大学いかに等という大きな問題と無縁ではない。解決の糸口は、やはり、（冒頭で述べた）＜全体的考察と部分的考察とをフィードバックしつつ繰り返すという地道な手法＞に求めるほかない。

（たけなか いさお 法学部教員）

いんぷおめーしょん

▶ 新入生図書館利用教育を実施

今年度から「コンピュータ基礎実習」や「基礎情報処理」などの必修科目の授業のなかで、新入生全員を対象に図書館利用教育を実施することになり、5月末から6月中旬にかけて41クラスを対象に連日図書館内で実施した。

内容は サービスや利用についての説明、館内案内、オンライン目録や「雑誌記事索引」の検索実習などである。

受講率は81.1%（受講者/新入生総数：2,647/3,262名）で、昨年度までの受講率60～70%に比較すると大きく増えた。実施内容に対する学生の評価を、アンケート集計結果から見ると、「役に立つ」と回答したのは サービスや利用についての説明78%、館内案内74.3%、検索実習73.2%であった。

記述回答による主な意見・感想では「図書館が今までよりも身近に感じられた」「図書館は使い方がわかればとても利用できると思った」「この授業をきっかけに、これからよく利用したい」など肯定的にとらえたものが多かった。一方、実施内容については「もっと時間をかけて」「もう少しゆっくり」「もっと詳しく」説明してほしいという要望があった。また、実施時期についても、「6月にやるのは遅い。4月の入学時に早くやってほしかった」「もっと早めにしてほしい、レポートが出てわからなくて困った」などの切実な意見もあった。また、利用教育で「今後充実してほしい内容は？」

という問いに、非常に多かったのが「論文・レポートのまとめ方」という回答であった。春学期のレポート提出時期でもあり、さっそく館内でリーフレット「レポート・論文のまとめ方 - レポートをまとめる10ステップ」を配布した。^{*}

今年度初めて、大学の情報教育の一環として1回生の必修科目のなかで図書館利用教育を実施したことは、最近の学生の情報収集・活用能力を向上させるものとして評価される点である。ただ、受講生の意見で多かったように、実施時期や内容については遅すぎ不足していることは否定できない。この点については、教員と相談し時間配分を見なおし、同時にゼミ生対象の文献探索ガイダンスの充実や、学生の要望に沿ったテーマ別ガイダンスの実施などで補完することを検討中である。

今後は、学生の要望や担当者の反省を踏まえて、教員と連携・協力し、よりよい方法で次年度に臨みたいと考えている。（情報サービス課）

^{*}リーフレット「レポート・論文のまとめ方」の内容をドラマ形式でわかりやすく紹介したビデオ『図書館の達人 Part II(6) レポート・論文のまとめ方』（請求記号3G 010.8-NIH-6）もありません。1階視聴覚コーナーでご利用ください。